

# 橋本町一丁目西地区地区計画の都市計画変更について

## 1 位置図及び地区の概要



本地区はJR岐阜駅に隣接し、岐阜市文化産業交流センター「じゅうろくプラザ」が立地しており、岐阜市都市計画マスタープランでは都心商業、業務機能の集積、更新に併せた都心空間の創出を図る地区として位置づけられています。  
 平成18年には、本市の玄関口にふさわしい土地利用や景観形成等を目的として地区計画が定められました。

### ■ 現在地区計画に定めている事項（概要）

名称	橋本町一丁目西地区
建築物等の用途の制限	<b>建築してはならないもの</b> 1 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、接客業受託営業、性風俗関連特殊営業 等 2 マージャン屋、ぱちんこ屋 等 3 倉庫業を営む倉庫 4 原動機を使用し作業場の床面積が50㎡を超える工場 5 危険物の貯蔵等を行う建築物 6 葬儀業
建築物等の形態・意匠の制限	屋外広告物に関する事項

## 2 風営法の改正

平成28年6月、ダンスに対する国民の意識の変化等を踏まえ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」が改正され、これまで風俗営業として規制されてきた「客にダンスをさせる営業」（ナイトクラブの一部及びダンスホール）を風俗営業から除外する規制緩和が行われました。

- ナイトクラブとは  
客にダンスをさせ、かつ客に飲食をさせる営業（旧風営法による定義）
- ダンスホールとは  
客にダンスをさせる営業（旧風営法による定義）

## 3 地区計画の変更概要

風営法の改正に合せ、**ナイトクラブ及びダンスホール**について風俗営業としての制限対象から除外し、地区計画による**立地制限を緩和します。**

	地商 域業	地区計画による制限	
		変更前	変更後
店舗、事務所 等	○	○	○
キャバレー	○	×	×
料理店 等	○	○	○
<b>ナイトクラブ</b>	○	×	△1
<b>ダンスホール</b>	○	×	○
接客業受託営業	○	×	×
性風俗関連特殊営業	○	×	×
マージャン屋、ぱちんこ屋 等	○	×	×
劇場、映画館 等	○	○	○
カラオケボックス 等	○	○	○
倉庫業を営む倉庫	○	×	×
原動機を使用する作業場	○	△2	△2
危険物の貯蔵を行う建築物	○	×	×
葬儀業	○	×	×

○：建築可 △1：客席における照度が10ルクスを超えるものは建築可  
 △2：作業場の床面積が50㎡以下のものは建築可 ×：建築不可

## 4 地区計画の変更手続き

